

看護教育の高等化と看護学の専門性育成

小西美智子

キーワード (Key words) : 1. 看護教育の高等化 (Graduate Nursing Education)
2. 専門看護師教育課程 (Clinical Nursing Specialist Course)
3. 看護の専門性 (Specialty of Nursing)

看護教育体制

1) 看護教育の出発

我が国における系統的な看護教育は明治17年頃からアメリカ及び英国の看護婦によってナイチンゲールシステムを用いた内容で開始された。そして教育内容及び教育期間は看護婦を養成する機関及び府県に任されていたが、看護婦の質を維持するために、政府は大正4年に看護婦規則を制定し全国的に統一の資格とした。また国はこれ以前の明治32年に産婆規則を、さらに昭和16年に保健婦規則を制定し、産婆及び保健婦についても教育内容及び業務内容を基準化した。昭和23年にこれら3規則を統廃合して保健婦助産婦看護婦法が制定され、保健婦、助産婦、看護婦および准看護婦の免許、国家試験、受験資格等を明文化し、今日の看護教育カリキュラムの源となっている。

表1 看護教育課程別学校養成所数及び定員

区 分		学校数	一学年定員	計
保健婦 (士)	大学	82	5,910	8,165
	短期大学専攻科	21	665	
	養成所	44	1,590	
助産婦	大学	46	3,370	4,958
	短期大学専攻科	35	610	
	養成所	43	978	
看護婦 (士)	3年課程	84	5,950	34,074
	短期大学	67	4,580	
	養成所	513	23,544	
准看護婦 (士)	2年課程	11	570	17,953
	高等学校専攻科	59	2,835	
	養成所	351	14,548	
准看護婦 (士)	高等学校衛生看護科	130	7,135	26,470
	養成所	399	19,335	

注 大学の場合

助産婦学生定員は保健婦・保健士学年定員に含まれる。
「平成12年看護関係統計資料集」
(看護問題研究会監修・日本看護協会出版会編集)

2) 看護教育の現状

保健婦助産婦看護婦法に基づくこれら看護教育を行っている養成機関は、表1に示したように、大学、短期大学、高等学校、専修学校、各種学校と多種多様である。保健婦教育については、当保健学科のように、大学においては看護婦(士)教育課程と保健婦(士)教育課程を統合したカリキュラムを作成し必修科目としているところが多いので、保健婦(士)については大学で教育を行う割合が62%と半数を超えている。特に看護系県立大学は大学設置に伴って、県立の保健婦養成所を閉校する都道府県が多くなっていることから、保健婦教育は大学で実施する割合が今後も増加し、大学での教育が主流になりつつある。

助産婦教育については保健婦教育と異なり選択科目として取り入れられている。大学教育の中に助産婦教育カリキュラムを選択科目として組み立てている大学は91校中54校、助産婦教育カリキュラムを組み入れていない大学は91校中37校である。表1では助産婦教育カリキュラムを開講している場合、1学年の定員を保健婦教育カリキュラム履修者と同数で扱っているが、実際には助産婦教育は学年定員の1~2割程度が選択履修するため、大学での履修学生数は少ない。本学にいても保健婦教育課程を履修する学生数は毎年70名位いるが、助産婦教育課程を履修する学生は10名以下である。

看護婦(士)教育については大学での定員は全看護婦学生定員の3%に満たない状況であるが、先にも述べたように、大学では看護婦(士)教育課程と保健婦(士)教育課程を統合したカリキュラムであるため、大学教育を受けた看護婦は大部分が保健婦免許を保有している。一方看護婦(士)教育課程に3年課程と2年課程があり、3年課程は高等学校卒業後に入学するコースであり、2年課程は准看護婦教育課程修了者が進学して看護婦になるコースである。准看護婦教育の廃止を日本看護協会は提言しているが、現状では高等学校の衛生看護科を含めて一学年の定員数は26470名あり、大学教育及び短期大学教育の学生定員数の合計より多い。

平成11年度から大学に編入学する場合、短大修了だけ

・ Baccalaureate of Nursing Education and Advanced Practice Nurses
・ 所属：保健学科 地域・老人看護学講座
・ 広島大学保健学ジャーナル Vol. 1(1) : 3-6, 2001

でなく各種学校又は専修学校の修了も入学資格要件となり、門戸は広くなった。

3) 看護教育の大学・大学院化

看護教育は昭和25年に短期大学設置基準により最初の看護系短期大学が天使女子専門学校に設置された。大学は2年後の昭和27年に高知女子大学に最初の4年生の看護学科が設置された。続いて28年には東京大学医学部に衛生看護学科が設置されたが、その後は看護系の4年生大学の設立は小数であった。平成4年4月に広島大学医学部に保健学科看護学専攻が設置された時は、国立大学が6校、公立大学が1校、私立大学が4校の計11校のみで、もっぱら短期大学による看護教育と各種学校・専門学校による看護教育が主流であった。しかし医療の発展と人々の高学歴化によって、看護学の大学での教育の必要性が高まり、平成4年度以降は短期大学の大学化等により急速に看護系大学の設置が進み、表2に示すように平成13年4月には91校に看護学教育課程が開講されている。

表2 看護系大学課程及び大学院課程の設置状況
(平成13年4月現在)

設置主体	国立	公立	私立	計
看護系大学課程	35	29	27	91
看護系大学院修士課程	19	14	11	44
看護系大学院博士課程	6	4	5	15

大学院教育は昭和40年に東京大学医学部保健学科に修士課程、昭和42年に博士課程が最初にそれぞれ設置されたがその後は大きな進展はなかった。しかし平成に入り看護系大学の増加に伴って、大学院教育課程も年々増加し、現在は表2に示すように48%の大学が大学院修士課程を開講し、大学院修士課程を開講している大学の34%が博士課程を開講している。また新設の大学では大学開講時に大学院の設置を計画し、学年進行と共に大学院修士課程を開講している大学が多い。今後は大学院博士課程も含めてさらに大学院が増加する事が期待できる。

また東京大学医学部健康科学・看護学科は平成10年に、東京医科歯科大学医学部保健衛生学科は平成13年に大学院大学に組織換えした。国立大学においては当保健学科と同様に大学院大学への組織換えの構想を検討している大学がある。また、大学院への入学資格も大学修了の要件だけでなく、大学への編入学資格と同様に、各種学校又は専修学校の修了も平成13年度から入学資格要件になった。

看護職の需給状況と専門性

1) 看護職の需給状況

平成3年12月に策定された国の看護職員需給見通しでは、平成12年度末における必要看護職員数は1,159,000人と推定されていた。しかし手厚い看護体制の整備・実施、

勤務条件の改善、介護保険制度に伴う需要の増加等から、看護職員は平成13年度は35,000人が不足している。そこで厚生労働省は、平成13年度から5年間の看護職員の需要数と供給数について、各都道府県に算定を求め、その結果を基に「看護職員の需給に関する検討委員会」が推計したのが表3である。平成17年度までには、新卒就業者及び再就業者によって計1,300,000人の看護職員が就業する見込みをたてているが、それでも5300人は不足することが予測されている。

表3 今後五年間の看護職員需給見通し
(看護職員の需給に関する検討会報告書)

区分	平成13年 人	平成14年 人	平成15年 人	平成16年 人	平成17年 人	
需 要 数	病院	768,800	776,300	782,700	788,300	794,200
	診療所	231,000	234,000	236,900	239,900	243,000
	助産所	2,100	2,000	2,000	1,900	1,900
	介護保健関係	142,500	154,500	166,600	178,600	189,300
	社会福祉施設 (を除く)	12,900	13,300	13,600	14,000	14,300
	保健所・市町村	32,200	33,000	33,900	34,600	35,300
	教育機関	14,500	14,800	14,700	14,700	14,800
	事業所、学校、 その他	12,700	12,800	12,800	12,900	13,000
	上記の計	1,216,700	1,240,700	1,263,100	1,284,900	1,305,700
	供 給 数	年当初就業者数	1,151,100	1,181,300	1,212,000	1,242,000
新卒就業者数		61,300	60,300	58,600	57,600	56,200
再就業者数		35,400	37,900	40,100	42,000	43,800
退職等による 減少数		66,600	67,400	68,700	70,100	71,000
年末就業者数 (+ + -)		1,181,300	1,212,000	1,242,000	1,271,400	1,300,500
需要数 - 供給数	35,500	28,700	21,200	13,500	5,300	

(平成12年12月作成)

2) 看護の専門性の育成

看護職員の供給見通しを見ると、18歳以下の減少等によって新卒就業者は年々減少するが、それを再就業者によって補充されることを期待している。そのためには看護の専門性を確立し、生涯にわたって看護職員として働き続けられるような魅力ある職業にしていくことが急務である。対応策の1つは看護基礎教育を大学で行い、さらに大学院で教育・研究能力を研鑽する事によって、看護教育・研究者を育成することである。もう1つは看護専門職能人としての看護実践・研究能力を大学院で育成することであり、そのために大学及び大学院の設置が進められている。

日本看護協会は平成7年度に看護専門職能人として専

門看護師と認定看護師の制度を発足させた。専門看護師の申請資格要件は、看護系大学大学院修士課程修了者で、特定の専門看護分野の所定の単位を取得していること、看護の実務経験が5年以上で、うち3年以上は特定分野の実務経験がある者としている。申請書類審査合格後に筆記試験と口頭試問が行われ、すべてに合格すると日本看護協会から認定証の交付を受けることになる。初年度は専門看護分野として「精神看護」「がん看護」の2分野が特定されたが現在は表4に示すように10分野が特定されている。

認定看護師は日本看護協会が承認した認定看護師教育プログラム6ヶ月課程を修了する事、看護の実務経験が5年以上で特に認定を受ける領域の経験が3年以上あることが条件であり、日本看護協会に申請して書類審査により認定される。認定看護分野は初年度は「救急看護」「創傷・オストミー・失禁看護（WOC看護）」から始まったが、年々増加し「重症集中ケア」「ホスピスケア」「感染管理」「糖尿病看護」「がん化学療法看護」が特定されている。

3) 専門看護師と大学院教育

日本看護系大学協議会と日本看護協会が専門看護師の教育課程の認定について話し合った結果、日本看護系大学協議会が専門看護師の教育課程の基準を作成し、日本看護協会はそれを遵守し、他の教育課程を修了した者にも適用することになった。そこで日本看護系大学協議会は専門看護師教育課程審査要項を作成し、その専門看護師教育課程審査要項を運営するために専門看護師教育課程認定委員会を設置して、各大学から申請された修士課程教育カリキュラム内容について専門看護師教育課程審査要項と照合し、審査する認定作業を行っている。

専門看護師教育課程基準として定められている事項は、共通科目7科目（看護教育論、看護管理論、看護理論、看護研究、コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論）から8単位以上を履修する。専門看護分野別の教育課程の基準に基づいて12単位以上を履修する。

履修単位数は共通科目8単位、専門分野教科目12単位、専門科目実習6単位、計26単位以上である。

専門看護分野別の教育課程の基準については表4に示したように、専門看護分野毎に、その領域での共通科目、専門科目及び実習が設定されている。また修士論文は認定科目の中に組み入れられていない。

広島大学医学部保健学科における看護学教育の課題

看護教育の高等化の流れから見ると、広島大学医学部保健学科は看護系大学91校中12番目に開設された。そして大学の学年修了と共に修士課程、博士課程が続いて設

置され、西日本で最初の大学院教育を担うことになった。

4年生の看護系大学では看護婦養成課程と保健婦養成課程を必修科目としてカリキュラム構成を設定しているが、当学科のように選択科目であっても助産婦養成課程と看護教諭（一種）養成課程を設置しているところは少ない。これら4教育課程を大学教育の中で実施する事の目的及び方法について教員構成を含めて検討する必要があると思う。看護系の大学院教育を行う場合、看護職としての専門職能人の育成と、看護学発展のための研究能力の付与を目的とする事は当然の事といえる。専門職能人の育成を目的とする場合は専門看護師の教育課程を大学院修士課程のカリキュラムに組み込むことが必要であると思う。現状では看護教員が担当している大学院授業科目は全領域合わせて6科目24単位のみである。このため、医師等とオムニバス形式で担当し共通科目8単位のカリキュラムを設定する事はできるが、専門看護分野ごとの教育科目12単位と実習6単位を取り入れた専門看護師教育課程基準に従ったカリキュラムを1分野でも設定することは困難である。

修士課程に専門看護師教育課程に基づくカリキュラムを導入し専門看護師教育課程認定委員会から認定を受けた専門分野がある大学は、兵庫県立看護大学（7分野）、高知女子大学（6分野）、大阪府立看護大学（5分野）、聖路加看護大学（5分野）、北海道医療大学（5分野）、北里大学（3分野）、東京医科歯科大学（2分野）、千葉大学（2分野）、山形大学（2分野）の9大学ある。このうち7大学は博士課程後期も開設している大学であることを考えると、当学科においても専門看護師教育課程の開設に関する検討は今後の大きな課題であるといえる。

博士課程後期を開設している以上、単に博士の学位を授与するのではなく、看護職による看護学発展のために寄与できる研究能力を持った研究・教育者を育成する事が当学科の責務である。そのためには研究活動及び大学教育の実績が十分に備わっている医学系研究・教育者の指導・助言を得ながら、看護職が単独で看護の研究・教育者を育成していく事が出来る力量を持てるように研鑽する事が当学科における看護教員の課題である。

文 献

- 1) 看護職員の需給に関する検討会：看護職員の需給に関する検討会報告書.2000年12月25日
- 2) 日本看護協会出版会編：専門看護師・認定看護師制度のすべて.看護, 48(14) 34-66,1996
- 3) 日本看護協会編：看護白書（平成12年版）.日本看護協会出版会.東京.2000年
- 4) 日本看護系大学協議会：平成10年度事業活動報告書.
- 5) 日本看護系大学協議会：平成11年度事業活動報告書.
- 6) 日本看護系大学協議会：平成12年度事業活動報告書.

表4 専門看護師教育課程の10分野の科目基準概要

専攻分野	講義・演習			実習	
	共通科目	必須単位	専門科目 必須単位		
がん看護	1. がん看護に関する病態生理学 2. がん看護に関する理論 3. がん看護に関する看護援助論	8単位	1. 化学療法看護 2. 放射線療法看護 3. 骨髄移植看護 4. がんリハビリテーション看護 5. 疼痛看護 6. バリアティブケア 7. ターミナルケア 8. ホームケア(がん末期) 9. 予防・早期発見	4単位	6単位
成人看護(慢性)	1. 慢性病者の行動理解に関する科目 2. 制度や体制に関する科目 3. 慢性病者の査定に関する科目 4. 治療環境整備に関する科目 5. 慢性病者への支援技術に関する科目	12単位			6単位
母性看護	1. 対象理解に関する科目 1) 周産期にある母子の理解と、健康問題の理解に関する科目 2) 女性のライフサイクル全般にわたる個及び集団の健康問題の理解に関する科目 2. 周産期にある母子の援助に関する科目 3. 女性のライフサイクル全般にわたる援助に関する科目	6単位	1. 周産期母子援助に関する科目 2. 女性の健康への援助に関する科目 3. 地域母子援助に関する科目	6単位	6単位
小児看護	1. 小児・家族の成長・発達/健康生活に関する科目 2. 小児看護対象の査定に関する科目 3. 小児看護援助の方法に関する科目 4. 小児の保健/医療環境/制度に関する科目	12単位	専門領域に関する科目 各大学で提示できる領域とする	2~4単位	6単位
老人看護	1. 老人健康生活評価に関する科目 2. 老人・家族看護ケアに関する科目 3. 老人サポートシステムに関する科目 4. 老人保健福祉政策に関する科目	8単位	1. 病院・施設老人看護に関する科目 2. 在宅老人看護に関する科目 3. 痴呆性老人看護に関する科目	4単位	6単位
精神看護	1. 制度や体制に関する科目 2. 精神の健康生活状態の評価に関する科目 3. 精神領域のセラピーに関する科目 4. 精神看護の援助法に関する科目	12単位	1. クリティカル精神看護 2. リハビリテーション精神看護 3. 薬物依存精神看護 4. リエゾン精神看護 5. メンタルヘルス看護		6単位
家族看護	1) 保健医療福祉制度のなかでの家族看護の役割、位置づけに関する科目 2) 家族の健康及び生活に関する科目 3) 家族への看護実践展開に関する科目 4) 家族看護援助の方法に関する科目	10単位	専門領域に関する科目 各大学で提示できる領域とする	2単位	6単位
感染看護			1. 感染基礎に関する科目 2. 応用無菌法に関する科目 3. 感染症看護に関する科目 4. 感染防止法に関する科目	12単位	6単位
地域看護	1. 家族ケアに関する科目 2. 地域看護研究に関する科目	4単位	1. 行政地域看護分野科目(地域を単位とした看護) 2. 在宅ケア看護分野科目 3. 産業看護分野科目 4. 学校看護分野科目	8単位	6単位
クリティカルケア看護	1. 人間存在に関する看護 2. 危機理論に関する科目 3. 行動生理学に関する科目 4. 代謝病態生理学に関する科目 5. クリティカルケア治療管理に関する科目	6単位	1. クリティカルケア看護援助に関する科目 2. クリティカルケア看護援助に関する科目 3. 緩和ケア論	6単位	6単位